

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの  
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの  
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、  
 市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等  
 措置を講じないことを決定したもの

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由	措置済 不措置
27	指摘事項 2	第2章 監査対象の概要 3. 倉敷みらい創生戦略 ＜KPIに対する具体的な事業の策定について＞	KPI は目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標であり、達成するための取組（交付金事業等）によって現れた成果と説明できるものである必要がある、KPI に対応する具体的な取組、事業策定を検討すべきである。	企画経営室	措置済	令和3年3月に策定した「第2期倉敷みらい創生戦略」で掲げたKPI に対応する具体的な取組等を、同時期に策定した「倉敷市第七次総合計画実施計画2021」に決めました。	不措置
36	指摘事項 3	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜KPIのアウトカム指標の設定について＞	KPI はアウトカム指標の設定が原則であり、平成30年4月に内閣府地方創生推進事務局より公表された「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、遅くとも次期の戦略策定時には適切なアウトカム指標を設定すべきである。	企画経営室	措置済	令和3年3月に策定した「第2期倉敷みらい創生戦略」では、「防災訓練や防災教育の実施件数」のように有事の際にその成果が現われるものなど、例外的にアウトプット指標としたものもありますが、原則として、アウトカム指標を設定しました。	
36	指摘事項 4	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜PDCAサイクルのA（Action）の実施について＞	遅くとも次期の戦略策定時には、PDCA サイクルのA（Action）について、課題点、問題点に対する事業計画の改善・見直し方針等を決定し、倉敷みらい創生戦略進捗状況に記載のうえ、地方創生等特別委員会を実施する等、A（Action）を文書化し、明確にする体制とすべきである。	企画経営室	措置済	令和3年3月に策定した「第2期倉敷みらい創生戦略」に対応する具体的な取組で生じた課題や問題点は、改善・見直し方針を検討し、倉敷みらい創生戦略進捗状況にて文書化し、倉敷市まち・ひと・しごと創生有識者会議を実施した後、令和4年度（令和3年度実績）から市ホームページで公表します。	
51	指摘事項 5	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 1. 企業誘致推進事業 ＜パンフレット等に使用するイラストの確認について＞	パンフレット等に使用するイラスト、ロゴ等については、商標権を侵害していないか、不適切な表現がないか等を確認のうえ、掲載すべきである。	商工課	措置済	指摘のあったパンフレットについては修正しました。令和3年度配布分から、掲載にあたって、商標権の侵害や不適切な表現がないか等を確認し、再発防止に努めています。	
78	指摘事項 8	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 ＜特許権等の取り扱いについて＞	産学共同研究によって生じる特許権等は、本来市に帰属すべきものが市に帰属しない結果とならばならず、産学共同研究実施要領において事前に明確にしておくべきである。	市立短大	措置済	令和3年度産学共同研究事業から実施要領を見直し、本来市に帰属すべき特許権等が市に帰属しないこととならないように、特許権を含む知的財産権に関する項目をこれまでよりも詳細に記載しました。	

（公表日：令和3年11月26日 通知日：令和3年11月22日 法第13号）